

# 新々々々々々々々・良く利用され なお美しい矢作川の 創造をめざして

—河川漁業の倫理的危機と財政的危機—

Towards the creation of beautiful Yahagi River even hardly utilized XIII

新見幾男

Ikuo NIMI

2010年（平成22年）3月の総代会で私は矢作川漁業協同組合の第9代目の組合長を退任し、一人の釣人として矢作川にもどることができた。一般の理事4期、専務理事2期、組合長2期、通算8期・24年の漁協役員を勤めさせてもらった。1937年（昭和12年）5月生まれであり、73歳になろうとしていた。

慣例で組合長退任後3年間は相談役を勤めなければならないが、もう漁協経営に口を出すことはない。日常はアユの釣人であり、河川環境整備活動では先輩や同僚らと共に矢作川の一人のボランティアである。矢作川で復活した天然アユの棲息を持続させることは私のライフワークであるが、それも実務的な仕事は現役の皆さんがしてくれる。私は自由な立場で天然アユを語り、調査し、書き続けたいと思っている。このエッセーもそういう立場で書くことにした。

矢作川の河川環境はダム群で分断されている。しかも矢作川の河川利用率は40%にも達している。流水の約40%が陸上で農業用水、工業用水、上水道用水として利用されているのである。河川環境の立場からすれば矢作川の水は陸上で使いすぎている。矢作川の水利用は危険ラインを突破していると早くから指摘されてきた。

ダム建設の河川環境への悪影響が顕著になってくるのは「建設から20年も30年も経ってからだ」と前々から言われてきた。多目的の矢作ダム（総貯水8000万トン）が完成したのは、40年前の1971年（昭和46年）だった。

それから20年あとの1991年（平成3年）という年は、矢作川にとっては特別な年だったと思う。当時の建設省豊橋工事事務所から豊田市に申し入れがあって、加藤正一市長の決断で「豊田市矢作川環境整備計画検討委員会」が設置された。国・県・市のほかに農業団体の枝下用水土地改良区、矢作川漁協、豊田市自然愛護協会が参加した。矢作ダム建設の影響で河川環境が悪化していて、その抜本対策を同委員会で検討しようとした。

そして同委員会の実務担当メンバーで「ヨーロッパ近自然河川工法調査団」が組織され、豊田市が1991年9月11日～25日、官民合同編成の同調査団をスイス・ドイツに派遣したのである。矢作ダム建設で悪化していた矢作川の河床構造をヨーロッパ流の「近自然河川工法」で改善することが目的であった。

当時すでに矢作川の河床異常（アーマー化）が急速に進んでいて、矢作川下流部で天然アユの産卵場の破壊が進行していた。天然アユは絶滅危惧種的存在になり、矢作川のアユ漁業は全面的に放流アユに依存していた。

その後、不思議な現象が起きた。愛知県内では土木技術としての「近自然河川工法」自体は大きくは発展せず、今日も停滞期が続いているように見受けられる。しかし「近自然河川工法調査団」派遣の波及効果によって、矢作川の天然アユ研究は特異的に発展し、今日の「矢作川の天然アユ」復活を実現させることになった。

1991年9月の近自然工法調査団に参加した漁協メンバーらは「一本の河川を再生するには一つの河川研究所が必要ではないか」と考えるようになっていた。ヨーロッパの河川管理思想から、そういう思想的影響を受けて帰国したのである。その帰国報告を加藤正一市長が受け容れてくれた。矢作川研究所設立に必要な人材を研究団体、農業団体、漁業団体で出せるなら、市は必要経費を出しましょうという話がまとまり、それから3年間の準備期間的な紆余曲折を経て、1994年（平成6年）7月1日、矢作川研究所が豊田市・枝下用水土地改良区・矢作川漁協の官民3団体による第3セクターで正式発足した。矢作川研究所が市営研究所になったのはそれから8年9ヶ月後の2003年（平成15年）4月1日だった。

第3セクター経営の矢作川研究所は、すでに絶滅危惧種的存在になっていた「矢作川の天然アユ」を実際に復活させることを直接的な事業目的とした。幸運が二つ重なった。一つは、天然アユ研究ではまったく素人だった

新設の矢作川研究所が、天然アユ研究の蓄積のある高知市・株式会社西日本科学技術研究所生物研究室（高橋勇夫室長）の指導を受け、共同研究を重ねることができたことだ。

もう一つの幸運は、矢作川研究所発足から2年後の1996年（平成8年）9月6日、矢作川のまったくのオリジナルで矢作川天然アユ調査会（初代会長・梅村稔二氏）がスタートしたことだ。同調査会は矢作川でアユ釣りを楽しみながら魚類の科学的研究にも参加したいという人々が設立した、一種の河川ボランティア団体である。矢作川研究所の外郭団体的存在であり、同調査会の発足で矢作川研究所は河川や海の現場での調査能力を飛躍的に高めた。会員は当初約20人、現在約70人である。

矢作川の天然アユ復活の気運が高まったのは、1991年の近自然河川工法調査団派遣から数えれば、もう20年にもなる。天然アユ復活をめざす調査研究がはじまったのは、矢作川研究所設立から数えて17年、天然アユ調査会発足から数えて15年になるが、実際に天然アユの大量遡上がはじまり「復活」を実感できたのは、今から7年前の2004年（平成16年）5月だった。もはや矢作川の天然アユは絶滅危惧種的存在の域は脱したと思われるが、天然アユの遡上量は不安定である。

さて、天然アユは海と川を往來する回遊魚である。海と川の自然環境のどこかが壊れれば絶滅危惧種に逆戻りである。矢作川の水力発電、流域の林業、農業、工業や都市経営との協調体制が崩れるようならば、回遊魚の河川漁業は再び崩壊してしまうだろう。

河川漁業は非常にあやういバランスのうえに成り立っていると思う。西三河の矢作川流域においては発電、農業、工業が圧倒的に強い存在だ。河川漁業の経営が「倫理」を失った時には、微妙なバランスの上に成り立っている河川漁業の存立基盤は崩れるように思う。

現在、多くの河川漁業はダム建設や河川工事などの公共事業による漁業被害を「補償金」で解決し、補償金を関係者で山分け・分配している。矢作川の場合、1998年（平成10年）までの河口堰反対運動の中で、河口堰建設による河川環境被害・漁業被害を補償金で解決しようとした国の方針を受け入れず、補償金は河川環境改善事業に廻すよう求めた。結果的に矢作川河口堰建設事業は中止になった。多目的の上矢作ダム建設事業に対しても同じ方針で対応し、さらに同ダム建設反対を目的にした矢作川水系8漁協連合会（愛知・岐阜・長野3県管内）も設立され、結果的に同ダムも中止になった。

中部電力の各種事業についても、河川環境被害を「補



2010年10月23日朝9時、豊田都心地区の矢作川豊田大橋付近、NPO 矢作川森林塾の「大カナダ藻」駆除チームが集結した。黒い潜水服の若者らが矢作川のアユの釣り人たち、普通服の高齢メンバーが矢作

償金」で解決する方式は、近年は断り続けてきた。河川環境被害を放置し、補償金を関係者だけで山分けしてしまうのは明確に漁業法違反であるからだ。河川被害の出ない工法を考えてもらうことを大原則とした。

漁業団体は昔からユスリ・タカリなどと言われてきた歴史があるが、矢作川においては河川環境を補償金で切り売りしないことが原則になった。これは漁業経営の「倫理」宣言だったと思う。

農業団体と漁業団体は矢作川の水利用をめぐる「百年戦争」を続けてきたが、漁業経営の「倫理」宣言が定着して以来、農業団体側が矢作川の水利用には「農業と漁業は共存共栄の関係でのぞむ」方針を確認した。漁業経営の「倫理」確立と農業団体側の「共存共栄」の確認が、今日の天然アユ復活の基礎になっていると思う。

漁業経営の「倫理」問題には、もう一つ未解決の課題がある。未解決というより矢作川においては解決「途上」の課題と言った方がいいかも知れない。水産資源保護や



川漁協の地元支部の組合員たち、手前の陸上には豊田市矢作川研究所や国県市の矢作川関係者らが集まっていた。この3者連合の手作業で大カナダ藻を駆除してみようという出発式があった。ロングランになりそうな矢作川の新しい実験的な河川環境再生事業だ。

漁業組織の民主化、漁協経営の抜本改善に密接にからむ課題であり、避けては通れない問題だ。

日本の漁業法は、漁協の組合員と一般の遊漁者は対等の関係でなければならない旨を規定している。しかし、この「対等な関係」は漁業法上の「理想像」であるかも知れないが、実際には実現困難な規定という風に解釈されてきた。河川漁業を現場で実効支配してきた漁協側に都合の良い解釈であるが、国・県の水産当局は「実効支配者」の法解釈を事実上は容認してきたと思う。ところが近年に至り、矢作川においては漁協組合員と遊漁者の「対等な関係」を基礎において、両者の連合で河川環境を守っていこうという動きが始まった。

こういうことである。もともと都市部では漁協組合員の数は釣人の中で「少数派」だ。漁協から入漁券を買って釣りをする遊漁者が「多数派」である。そして少数派（組合員）は高齢化し、多数派（非組合員）は若い。大きな河川環境整備事業は両者の連合なくしてはもはや進

まない。矢作川天然アユ感謝祭のような大きな行事についても同じことが言える。天然アユ復活にむけて現場で調査研究を引き受けてきた矢作川天然アユ調査会自体が、もともとから漁協組合員と遊漁者の連合組織である。矢作川は連合組織の発祥の地であり、漁協組合員と一般遊漁者が連合を組んで川の仕事をすることは、もうごく当り前のことになっていると思う。

上の写真は、豊田都心地区の矢作川で異常繁殖した外来植物「オオカナダモ」を駆除するため豊田大橋下に集結したNPO矢作川森林塾の駆除チーム。黒い潜水服を着ているのが矢作川の若い釣り人たちだ。ほかの普通の人が漁協豊田支部所属の川船輸送班である。若い潜水班が水中にもぐってオオカナダモを抜き取って川船に積むと、それを輸送班が陸地まで運ぶのである。市の河川課や矢作川研究所、NPOの仲立ちがあって、こういう連合が普通にできているのが矢作川の良さだろう。

さて、結論を急ごうと思う。矢作川漁協が許可してい

るアユの漁法は主として次の3種類であるが、一網打尽的にアユを獲る網漁だけは少数派の漁協組合員の「特権」であって、多数派の一般遊漁者には認めていない。

1) 友釣り漁 — 野アユが縄張り（テリトリー）を持つ習性を利用した理知的な釣りで、最も人気がある。釣り針を装着したオトリ（囿）アユを野アユのテリトリー内に送り込んで釣る。上の写真付近の漁協豊田支部管内は友釣りだけしか認めない。周年友釣り専用区という。資源保護型の釣りだ。

2) ガリ漁 — 太い糸に何本もの釣り針を結び、オモリも着けて川底に沈めたり、川底を引き廻したりしてアユをかける。晩夏～初秋に網漁とセットで解禁されるのが普通だ。産卵期のアユをねらうことが多い。友釣りに比べ乱獲型である。糸切れで釣針が川底に残り川遊びに危険だから禁止している県もある。

3) 網漁 — 矢作川の網・ガリの解禁は他河川よりおそくなったが、それでも友釣り可能な時期に解禁されるので多数派（友釣り漁）の少数派（網漁）へ批判の目は年々厳しくなっている。矢作川の山村地区では漁協組合員が高齢化し、技巧的・理智的な漁法である友釣りの人口が激減した。その分だけ組合員特権の網漁「死守」の気運が山村地区では強まっていると思う。

以上のような漁法をめぐる最近の傾向は河川漁業の組織的危機、倫理的危機であり、放置するなら河川漁業の財政破綻に直結していく大きな問題をはらんでいるように思う。全国でも先進的な矢作川の漁業組織の一員である私たちは、自らの一番あやうい部分、一番暗い部分を今直視しなければならない。問題の先送りに意味はない。前述のように矢作川の釣人の中では漁協組合員は少数派であり、一般の遊漁者が多数派である。矢作川では両者の連合がすでに存在している。私は以下の解決策を両者連合の面々に提案したいと思う。

第1に、矢作川の漁業組織は倫理的危機から脱するために、漁業法違反容認が全国的傾向であるにしても、矢作川は違反行為はやめるべきだ。網漁は漁業組合員の法的特権ではない。漁業法に違反した漁業権行使規則や遊漁規則を矢作川は作ってはならないのだ。

第2に、友釣り漁者が矢作川の釣人の多数派であり、網漁の行使者は少数派であることをまず最初に認め合わなければならない。多数派の友釣りに広い漁場を自由に使わせ、少数派の網漁はせまい特定区域内（網・ガリ優先区）の中に限定すべきである。

第3に、上記の繰り返しになるが、矢作川は全川を「友釣り優先河川」に指定すべきである。多数派を小さな「友

釣り専用区」の中に事実上閉じ込めてしまおうとするような発想の解決策は中途半端であり、倫理的にも財政的にも未来はないだろう。ダムに寸断されたきびしい河川環境の矢作川で「天然アユの産卵親魚数」を確保するという観点に立って、発想を逆転すべきである。

第4に、全国的に河川漁業は赤字経営であり、矢作川も3年連続の赤字経営である。今のような異常気象が続くなら矢作川も経営破綻の仲間入りするのは避けられない。私自身の組合長時代の経験を率直に言えば「経営責任」を感じているのは三役理事だけで、一般理事は地元代表の気分でわがままの言いたい放題ではないか。漁業協同組合法にもとづいて、経営責任は全理事で負うことを明確にすべきだと思う。

最後に、私の矢作川の河川漁業に対す提案をまとめて言わせてもらいたい。矢作川を「全川友釣り優先河川」とする以外に、水産資源保護上の危機、漁業組織の倫理的危機と財政的危機を同時に脱するという意味で、明るい見通しはないと思う。よその河川にはそれは出来ないだろうが、矢作川はそれを成し遂げる基礎体力のようなものを持っていると思う。

冒頭でも述べたように、矢作川の天然アユ研究の蓄積と組織作りの水準は全国に負けない。漁業組織内部や各種連合組織の間できびしい議論も重ねてきた長い歴史がある。「全川友釣り優先河川」への移行のような新しい大仕事をする時には、それらの過去の蓄積がみんな生きて来ることだろう。

豊田市矢作川研究所運営協議会副会長、矢作川漁業協同組合前組合長（第9代目）：  
〒471-0025 愛知県豊田市西町2-19